

びわ湖マラソン 2025 WELCOME フェスタ出展募集要項

1. 目的

びわ湖マラソン 2025 のフィニッシュ会場（烏丸半島）内に設置する WELCOME フェスタ会場において、ランナーや応援者などの来場者へのおもてなしや、滋賀県の PR に寄与する出展者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2. マラソン大会の概要

大会名：びわ湖マラソン 2025

開催日：令和 7 年（2025 年）3 月 9 日（日）8 時 20 分スタート

コース：[スタート] 皇子山陸上競技場(大津市)、[フィニッシュ] 烏丸半島(草津市)
42.195Km（日本陸上競技連盟公認コース）制限時間 6 時間

3. 主催者

びわ湖マラソン大会実行委員会（以下、大会実行委員会とする。）

（事務局：滋賀県文化スポーツ部スポーツ課内）

4. 出展場所

出展の場所は、びわ湖マラソン 2025 のフィニッシュ会場（烏丸半島）の WELCOME フェスタ会場内とする。（別添：WELCOME フェスタ会場図参照）

5. 来場予想（おもてなし広場）

約 10,000 人（ランナー約 7,000 人を含む）

6. 出展対象

出展の対象は、販売不可品目を除き次のとおりとする。

(1) 飲食物の販売（キッチンカーを含む）

(2) 滋賀県の特産品・名産品の販売

(3) ランナーサービスの提供

(4) その他の物販等（スポーツ用品等）

(5) 企業・団体等 PR

※なお、当日は参加ランナー向けに大会実行委員会から近江米おにぎりおよび豚汁の無料提供を予定しています。

※提供できる食品は、調理行程の簡易なもので、加熱調理が行われるものに限ります。

※刺身および寿司等の生ものは提供することはできません。

※サラダ等、弁当類（おにぎり、サンドウィッチ等含む）はその場で調理して提供することはできません。

7. 販売不可品目

- (1)酒類（ただし、会場内での飲酒を想定しないお土産品などは可とする。試飲は不可。）
- (2)びわ湖マラソン大会実行委員会事務局が不適切と判断する商品等
（大会開催の趣旨およびランナーや応援者のおもてなしの趣旨にそぐわない物）

8. 出展期間

出展の期間は、次のとおりとする。

- ・令和7年3月9日（日）午前10時～午後4時頃
- ※主催者は天候等の事情に応じて出展期間を変更または中止する場合がある。
- ※実施時間は予定のため、変更になる場合がある。
- ※搬入および搬出時間は、出展者決定後に別途通知する。

9. 出展募集数

出展募集数は、10～15店舗程度とする。（キッチンカー含む）

(2間×3間のテントを分割して使用する。)

- ※大会事務局は事情に応じて出展数および出展規模を変更する場合がある。
- ※店舗の配置等は、出展内容を踏まえ主催者が決定する。
- ※なお、決定後においても、主催者は事情に応じて出展場所を変更する場合がある。
- ※当募集要項による出展の他に、大会スポンサー等による出展がある。

10. 出展料

出展料は、以下のとおりとする。

出展内容	サイズ	付属品	出展料
ブース1（2間×3間）	テント(間口約5.4m× 奥行き約3.6m)	長机4台 椅子4脚	5万円(税込み)
ブース2（2間×3間の半分）	テント(間口約2.7m× 奥行き約3.6m)	長机2台 椅子2脚	3万円(税込み)
キッチンカー（1台）	—	—	1万5千円 (税込み)
<オプション(必要な場合)> 発電機	—	—	2万円(税込み)

※主催者側で用意するもの以外の必要な経費は、出展者が負担する。

※各ブースに給水設備はありません。各出展者が共同で利用できる給水設備（水汲み場：上水）を別途用意します。

※オプションの発電機は各出展者の申込状況を踏まえて準備しますので、申込書に出展者が使用する電気機器等の内容を記載してください。（発電機は複数の出展者で共有する場合があります。）

※出展料は出展者の決定後、主催者から出展者に対して請求する。

11. 出展要件

- (1) 暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者ではないこと。
- (2) 関係法令等により許可等を要する営業については、当該許可等を受けていること。
- (3) 関係法令等に基づく必要な設備等を用意できること。また、火気を使用する場合は、湖南広域行政組合火災予防条例（平成 10 年 4 月 1 日条例第 45 号）等に基づく消火器等の設備を用意できること。
- (4) 関係法令等の違反による行政処分を過去 3 年間受けていないこと。
- (5) その他、関係法令等に適合していること。

12. 飲食関係の出展に係る追加条件

【出展条件】

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、滋賀県食品衛生基準条例（平成 12 年滋賀県条例第 54 号）等に基づく「飲食店営業許可」を受けていること。
（許可に係る詳細は、健康福祉センター（保健所）に確認すること。）
- (2) 滋賀県内での自動車営業の許可を受けていること。（キッチンカーの出展の場合）

【その他条件】

- (1) 過去 3 年間、食中毒の事故歴がないこと。
- (2) 食品（生産物）賠償責任保険等に加入していること。
- (3) 関係法令等に定められた設備等を有していること。

13. 火気の取り扱い

- (1) 火気を使用する場合は、事前に主催者へ届出を行うこと。
 - (2) コンロや焼き台等を利用する際は、熱源の下部（下敷き）と熱源を囲む三方に耐火ボードを設置すること。
 - (3) 必ず、消火器を準備すること。
 - (4) プロパンガス等を使用される場合は、支柱等にくくりつけるなど転倒防止対策をすること。
- ※出展者が使用する調理器の種類（ガスコンロやホットプレート、IH 調理器等）によって主催者が出展場所の調整を行う。

14. ごみ処理および会場清掃

- (1) 出展に係るごみは、原則、出展者が持ち帰ること。また、必ずごみ箱等を備え付けて、汁物を提供する場合は、残り汁等専用のバケツを準備すること。
- (2) イベント終了後、出展ブースおよび周辺の清掃と原状回復をすること。清掃用具等は出展者で準備すること。
- (3) 上記のほか、会場内の清掃活動に積極的に参加すること。

15. 現金の管理

- (1) 物品の販売等で得られた売上金は、全額出展者の売り上げとする。

- (2)現金その他持込物品の管理は出展者で行い、会場での紛失・盗難・破損等について、主催者は一切の責任を負わない。

16. PR行為

- (1)のぼり旗、そのほか装飾物や出展物等は、原則ブースの周辺のみとする。
※他の出展者等とトラブルとならないよう配慮を行うこと。
- (2)BGM等は、隣接するブース等に影響が出ない範囲で実施すること。

17. 出展申込方法

出展を申し込む場合は、以下の書類を「メール・郵送・持参」のいずれかの方法でびわ湖マラソン大会実行委員会事務局に提出すること。

なお、出展者選考に伴い、他の書類の提出を求めることがある。

様式1	出展申請書
様式2	ブース出展者情報
様式3	飲食物販売届①（現場調理を伴う飲食販売）
様式4	飲食物販売届②（現場調理を伴わない飲食販売）
様式5	その他のブース出展届
様式6	ブースレイアウト図
様式7	電気機器およびガス機器使用申請書
添付	営業許可証等の写し

【提出先】

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

びわ湖マラソン大会実行委員会事務局（滋賀県文化スポーツスポーツ課内）

MAIL : biwakomarathon@pref.shiga.lg.jp

18. 出展申込期限

令和6年11月29日（金）17時まで【必着】

19. 出展者選考

- (1)応募店舗多数の場合は、主催者が選考するものとする。
- (2)主催者が、提出書類および出展内容等を審査し、出展内容全体のバランス等を考慮して出展者を決定するものとする。
- ※会場の使用条件により、火気の使用を伴う出展数には限りがある。

20. 厳守事項

出展者は、次に上げる事項を遵守すること。

- (1)出展者の権利を第三者に譲渡または転貸し、もしくは管理運営を委託してはならない。
- (2)指定された場所以外で立ち売りまたは呼び込み販売をしてはならない。

- (3) 危険物等を販売してはならない。
- (4) 指定された目的や指定場所以外で火器を使用してはならない。
- (5) 出展場所およびその周辺は出展者の責任のもと管理し、出展期間終了後は、出展者の責任により必ず原状に回復すること。ごみは必ず持ち帰ること。
- (6) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (7) 搬入搬出等は、イベント運営に支障をきたさないよう、主催者が指示する時間および方法に必ず従うこと。
- (8) その他、イベント運営に支障をきたす恐れのある行為をしてはならない。

21. 出展取り消し

主催者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、出展許可を取り消すことがある。

- (1) 関係法令、本要項に違反したとき。
- (2) その他、主催者がイベント運営に支障をきたすと認めたとき。

22. 損害賠償

出展者は、会場の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23. その他

- (1) 当日は同種類のもを扱う出展者が出展する場合がある。
- (2) 天災、疫病、その他の不可抗力によって大会が継続困難となった場合、大会主催者の決定により開催を中止または中断する場合がある。
その際に損害が生じた場合でも、主催者は責任を負わない。
- (3) 出展者決定後の変更または取消は、原則として不可とする。また、納入した出展料は原則として返金しない。
- (4) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。